

用語の定義

発注資料に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1) 「落札者」

「落札者」とは、入札説明書及び横浜市市庁舎移転新築工事高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要領書に基づき落札者として決定した者をいう。

「落札者」は、請負契約締結後は「請負人」と読み替える。

仕様書等に記載されている「受託者」は、適宜「入札参加者」「落札予定者」「落札者」「請負人」と読み替える。

2) 「設計者」

「設計者」とは、「落札者」のうち設計業務を行う者をいう。

3) 「監理者」

「監理者」とは、「落札者」のうち工事監理業務を行う者をいう。

4) 「施工者」

「施工者」とは、「落札者」のうち施工業務を行う者をいう。

5) 「施工者等」

「施工者等」とは、施工者及び別途工事の施工を行う者をいう。

6) 「監督員」

「監督員」とは、地方自治法第234条の2第1項の規定により、契約の適正な履行を確保するため、市長が命ずる横浜市の職員又は令第167条の15第4項の規定により市長から監督の委託を受けた者をいう。

6)-1 「総括監督員」

「総括監督員」とは、次の職務を担当する者をいう。

(1) 契約の履行についての落札者に対する指示、承諾及び協議に関すること（重要なものに限る）。

(2) 関連する複数の工事及び監理に係る工程等の調整に関すること（重要なものに限る）。

(3) 主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に関すること。

6)-2 「主任監督員」

「主任監督員」とは、次の職務を担当する者をいう。

(1) 契約の履行についての落札者に対する指示等に関すること（前項第1号及び次項第1号に該当するものを除く）。

(2) 関連する複数の工事及び監理に係る工程等の調整に関すること（前項第2号及び次項第2号に該当するものを除く）。

(3) 担当監督員に対する指揮監督に関すること。

6)-3 「担当監督員」

「担当監督員」とは、次の職務を担当する者をいう。

(1) 契約の履行についての落札者に対する指示等に関すること（軽易なものに限る）。

- (2) 関連する複数の工事及び監理に係る工程等の調整に関すること（軽易なものに限る）。
- (3) 落札者が作成した発注仕様書に基づく工事の施行のための詳細図の承諾及び交付に関すること。
- (4) 発注仕様書に基づく工程の管理、立会及び工事の施行状況の検査並びに工事材料の試験及び検査に関すること。
- 7) 「市監督員」
「市監督員」とは、監督員のうち市の職員をいう。
- 8) 「現場代理人」
「現場代理人」とは、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、工事請負契約約款（設計・施工一括）第13条第1項の書面の受理、同条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく落札者の一切の権限を行使する事ができる者で、工事請負契約約款（設計・施工一括）第11条の規定に基づき、落札者が定めた者をいう。
- 9) 「監理技術者」
「監理技術者」とは、建設業法第26条第1項に規定する技術上の管理をつかさどる者で、工事請負契約約款（設計・施工一括）第11条の規定に基づき、落札者が定めた者をいう。
- 10) 「専門技術者」
「専門技術者」とは、建設業法第26条第2項に規定する技術上の管理をつかさどる者で、工事請負契約約款（設計・施工一括）第11条の規定に基づき、落札者が定めた者をいう。
- 11) 「管理技術者」
「管理技術者」とは、契約の履行に当たり、業務の技術上の管理を行う者で、工事請負契約約款（設計・施工一括）第11条の2の規定に基づき、落札者が定めた者をいう。
- 12) 「設計図書」
「設計図書」とは、市監督員が実施設計図を承諾するまでは、発注仕様書、質問回答書をいう。市監督員が実施設計図を承諾した以降は、本体工事及び各所接続工事については、発注仕様書、仕様書、質問回答書、実施設計図を、別途工事については、設計書、仕様書、実施設計図、現場説明書、質問回答書をいう。
- 13) 「別途工事の発注図書」
「別途工事の発注図書」とは、実施設計図及び数量調書などの、別途工事の発注に必要な設計成果物をいう。
- 14) 「契約図書」
「契約図書」とは、工事請負契約書表紙、工事請負契約約款（設計・施工一括）、特約条項、共同企業体協定書（共同企業体を組成する場合）、質問回答書、技術資料、発注仕様書及び工事費内訳書（金額抜き）、分別解体の方法等をいう。
- 15) 「技術資料等」
「技術資料等」とは、落札者が提出した技術提案に関する資料をいう。
- 16) 「技術資料」
「技術資料」とは、落札者が提出した技術提案に関する資料のうち、各評価項目に対する技術提案をいう。

17) 「技術提案」

「技術提案」とは、落札者からの工事目的物の性能、機能及び施工技術などに係る提案、施工計画及び設計・施工能力などに係る提案をいう。

18) 「発注資料」

「発注資料」とは、入札説明書、横浜市市庁舎移転新築工事高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要領書及び発注仕様書をいう。

19) 「発注仕様書」

「発注仕様書」とは、本工事において市が要求する要求水準を示すものであり、市が落札者を選定するための横浜市市庁舎移転新築工事高度技術提案（設計・施工一括）型総合評価落札方式実施要領書とあわせて交付するものである。

20) 「仕様書」

「仕様書」とは、公共建築工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、特記仕様書及び特則仕様書(横浜市建築局)をいう。

21) 「特記仕様書」

「特記仕様書」とは、公共建築工事標準仕様書を補足し、施工段階で施工に関する明細又は固有の技術的要求を求める図書をいう。

22) 「設計書」

「設計書」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

23) 「質問書」

「質問書」とは、入札に当たって発注者が交付した発注資料に対して、入札に参加する者が疑義を表わした書面をいう。

24) 「質問回答書」

「質問回答書」とは、質問受付期間に発注資料に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。

25) 「図面」

「図面」とは、入札等に際して落札者が技術提案などとともに提出した図面、これから作成する設計図面、発注者から変更又は追加された図面、工事目的物等を一定の基準に基づいて図示したもの並びに図面のもとになる計算書等をいう。

26) 「指示」

「指示」とは、設計業務、工事監理業務及び施工業務（以下「業務」という。）上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

27) 「通知」

「通知」とは、業務に関する事項及び工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

28) 「報告」

「報告」とは、業務の遂行に係る事項及び工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

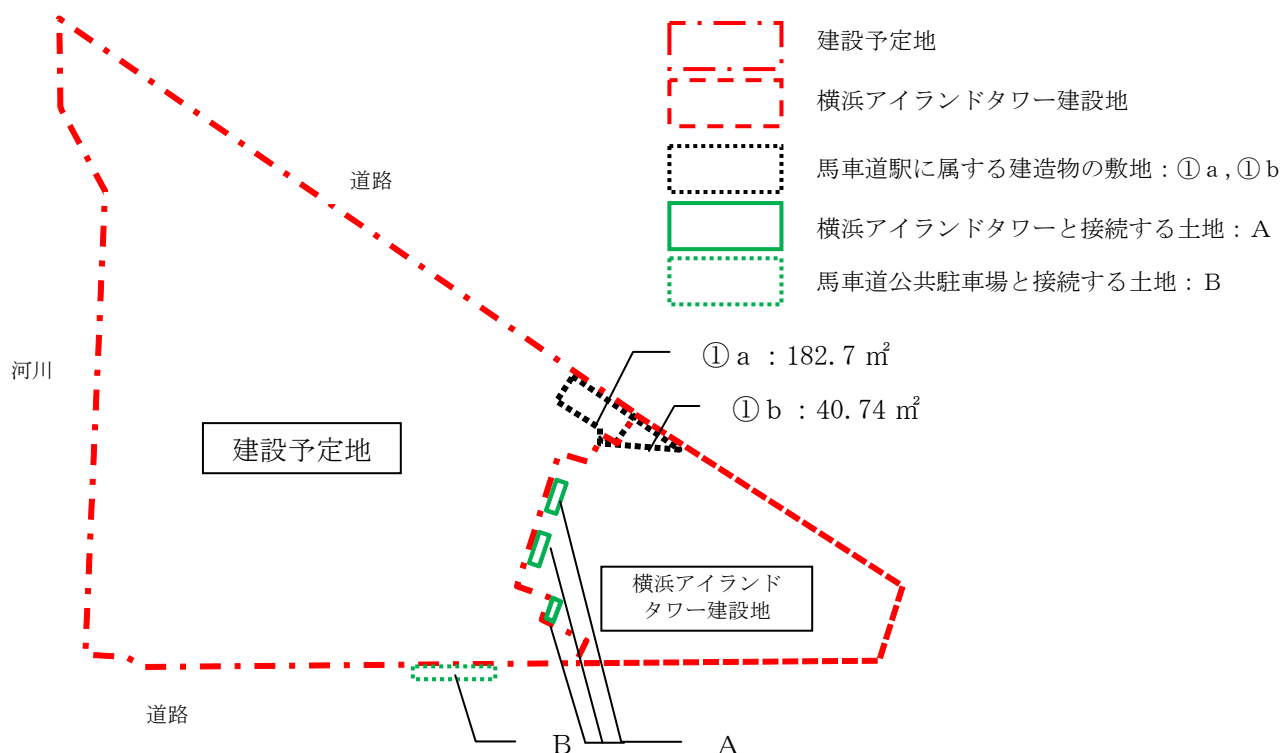
29) 「提出」

「提出」とは、業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- 30) 「承諾」
「承諾」とは、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員又は落札者が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 31) 「回答」
「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 32) 「協議」
「協議」とは、書面により監督員と落札者が対等の立場で合議することをいう。
- 33) 「書面」
「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物、打合せ簿等の帳票をいい、作成年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
- 34) 「検査」
「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が業務の完了及び履行部分を確認することをいう。
- 35) 「打合せ」
「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために落札者と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 36) 「納品」
「納品」とは、成果品を納めることをいう。
- 37) 「電子納品」
「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 38) 「電子成果品」
「電子成果品」とは、電子的手段によって落札者が監督員に納品する成果品となる電子データをいう。
- 39) 「工事検査」
「工事検査」とは、検査員が工事請負契約約款（設計・施工一括）第 32 条、第 38 条及び第 39 条に基づいて、給付の完了の確認を行うことをいう。
- 40) 「同等以上の品質」
「同等以上の品質」とは、発注仕様書で指定する品質、又は発注仕様書に指定がない場合に監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督員の承諾した品質をいう。
- 41) 「工期」
「工期」とは、契約書類に記載された契約日から完成期限までの期間をいう。
- 42) 「工事目的物」
「工事目的物」とは、この契約の目的物たる構造物をいう。
- 43) 「工事目的物等」
「工事目的物等」とは、この契約の目的物たる構造物及び別途工事の目的物たる構造物をいう。
- 44) 「設計」
「設計」とは、工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。

- 45) 「施工」
「施工」とは、工事目的物等の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- 46) 「工事」
「工事」とは、設計及び施工をいう。
- 47) 「本工事」
「本工事」とは、発注仕様書に従って、工事目的物等を完成するための工事をいう。
- 48) 「本体工事」
「本体工事」とは、本工事のうち、次に示すものを除く全ての工事をいう。
・各所接続工事
・別途工事
- 49) 「別途工事」
「別途工事」とは、【別紙5 全体所掌区分表】に示す別途工事をいう。
- 50) 「A工事」
「A工事」とは、本体工事及び各所接続工事の工事をいう。
- 51) 「C工事」
「C工事」とは、別途工事の工事をいう。
- 52) 「B工事」
「B工事」とは、本工事のうち、市以外（商業部分事業者、ESP事業者等）の費用負担を想定し、落札者が行う予定の工事をいう。
- 53) 「ESP」
「ESP」とは、自らの負担でエネルギー供給設備を設置し、エネルギー供給を行う事業者（エネルギーサービスプロバイダー）をいう。
- 54) 「総合管理業務」
「総合管理業務」とは、新市庁舎が一つの建物として機能するように、別途工事に対して、総合的に調整・管理を行う業務をいう。

55) 「本工事における敷地の名称」



55)-1 建設予定地

「建設予定地」とは、【別紙3 建設予定地及び周辺測量図】に示す範囲をいう。

55)-2 計画敷地

「計画敷地」とは、本工事において計画通知に用いる敷地の範囲をいう。

建設予定地－① a + A = 計画敷地

55)-3 敷地①

「敷地①」とは、馬車道駅に属する建造物の敷地の範囲をいう。

① a + ① b = 敷地①

55)-4 敷地②

「敷地②」とは、横浜アイランドタワーの敷地の範囲をいう。

横浜アイランドタワー建設地－① b - A = 敷地②

55)-5 道路区域

「道路区域」とは、Bの道路占用想定範囲をいう。

56) 「本施設」

「本施設」とは、工事目的物等をいう。

57) 「低層部」

「低層部」とは、【別紙11 諸室等性能表】及び【参考3 参考図】で示す1階から3階までをいい、主に市民利用部分や商業部分をいう。

58) 「中層部」

「中層部」とは、【別紙11 諸室等性能表】及び【参考3 参考図】で示す4階から8階までをいい、主に議会部分と一部行政部分をいう。

59) 「中層部（議会・行政）部分工事」

「中層部（議会・行政）部分工事」とは、発注資料の【別紙11 諸室等性能表】及び【参考3 参考図】において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工（建築・電気・機械）を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部（議会・行政）部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

60) 「高層部」

「高層部」とは、【別紙11 諸室等性能表】及び【参考3 参考図】で示す9階以上の部分をいう。

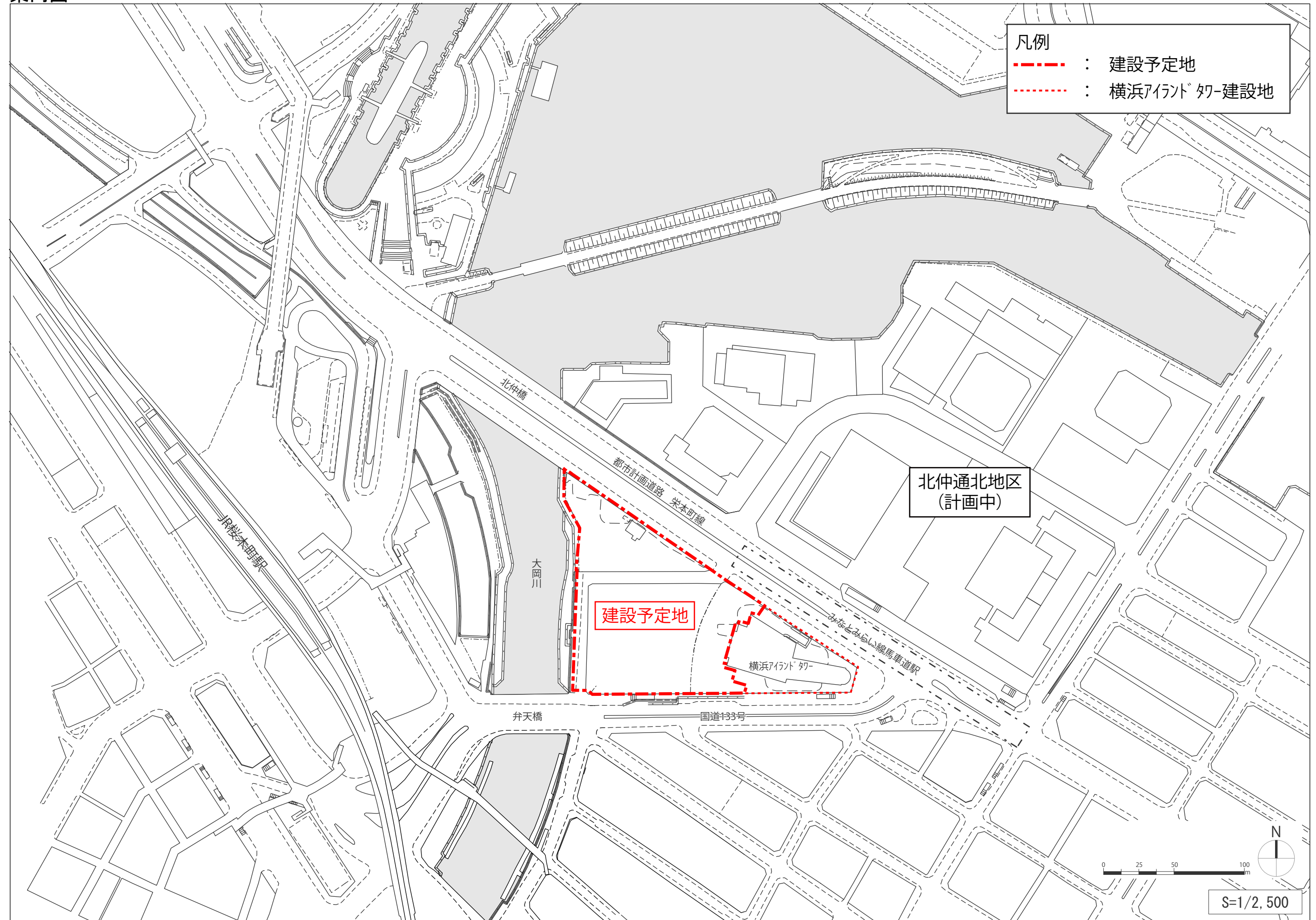
61) 「2階デッキ」

「2階デッキ」とは、JR桜木町駅、市営地下鉄桜木町駅方面から延伸予定の連絡デッキと接続する建設予定地に計画するデッキ（本工事）をいう。

62) 「来庁者」

「来庁者」とは、本施設に訪れる者をいう。

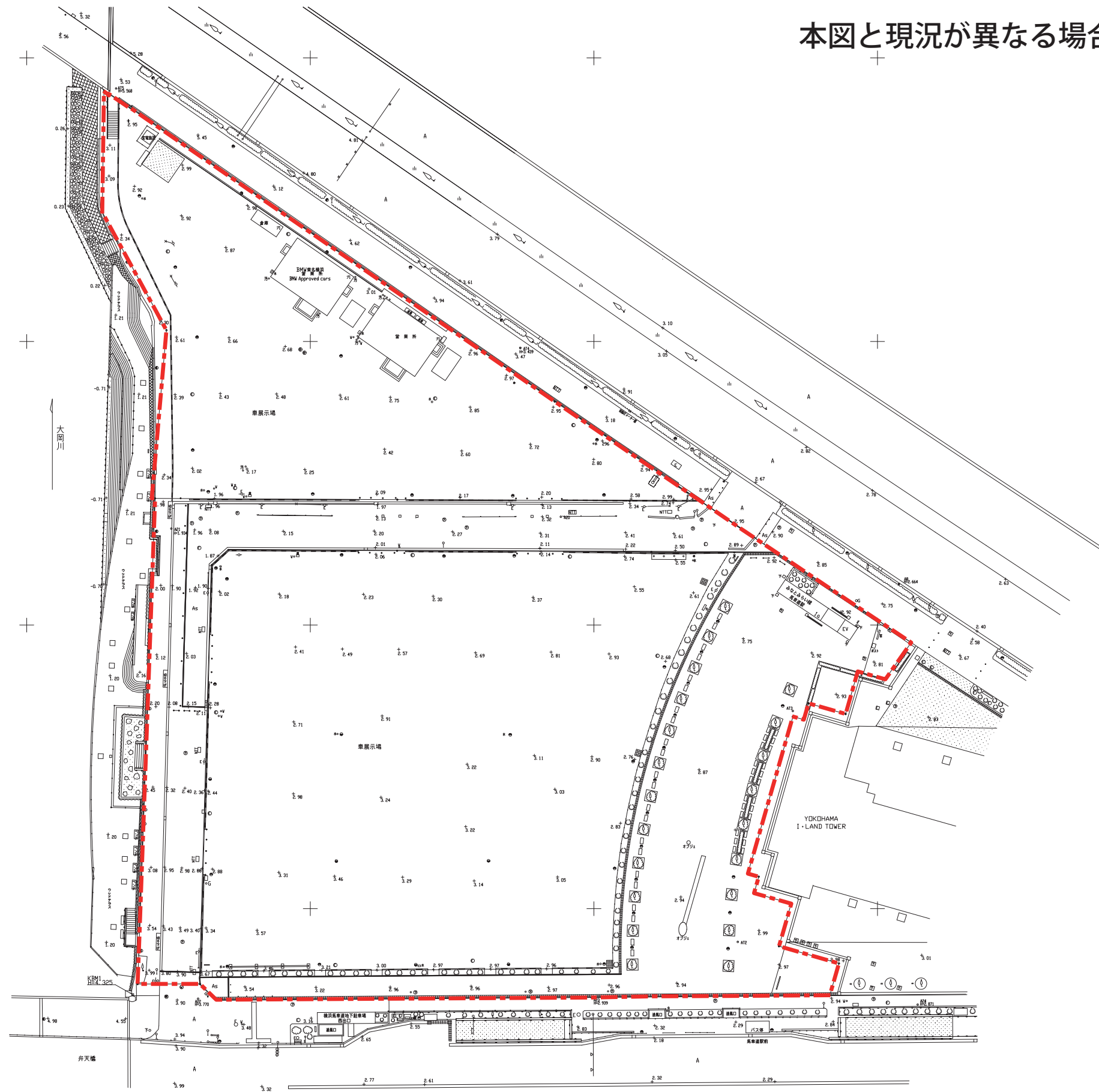
案内図



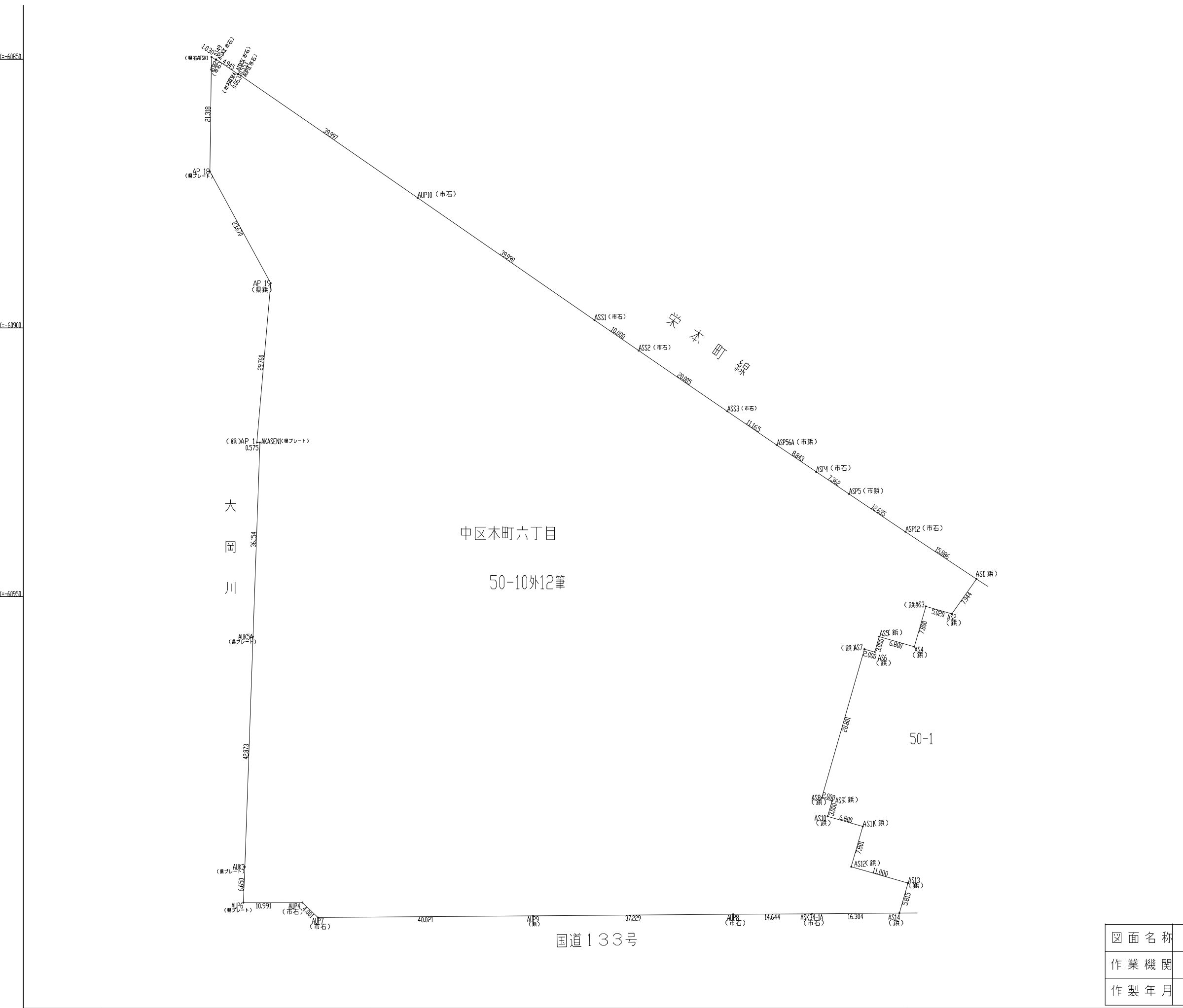
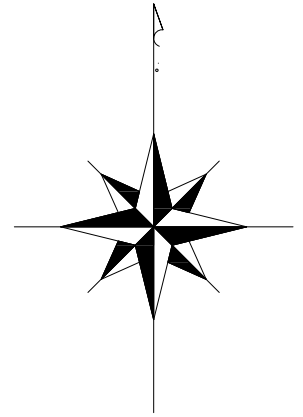
建設予定地及び周辺測量図

本図と現況が異なる場合は現況を優先とする

凡例
- - - : 建設予定地



求積図(建設予定地)



座標求積表

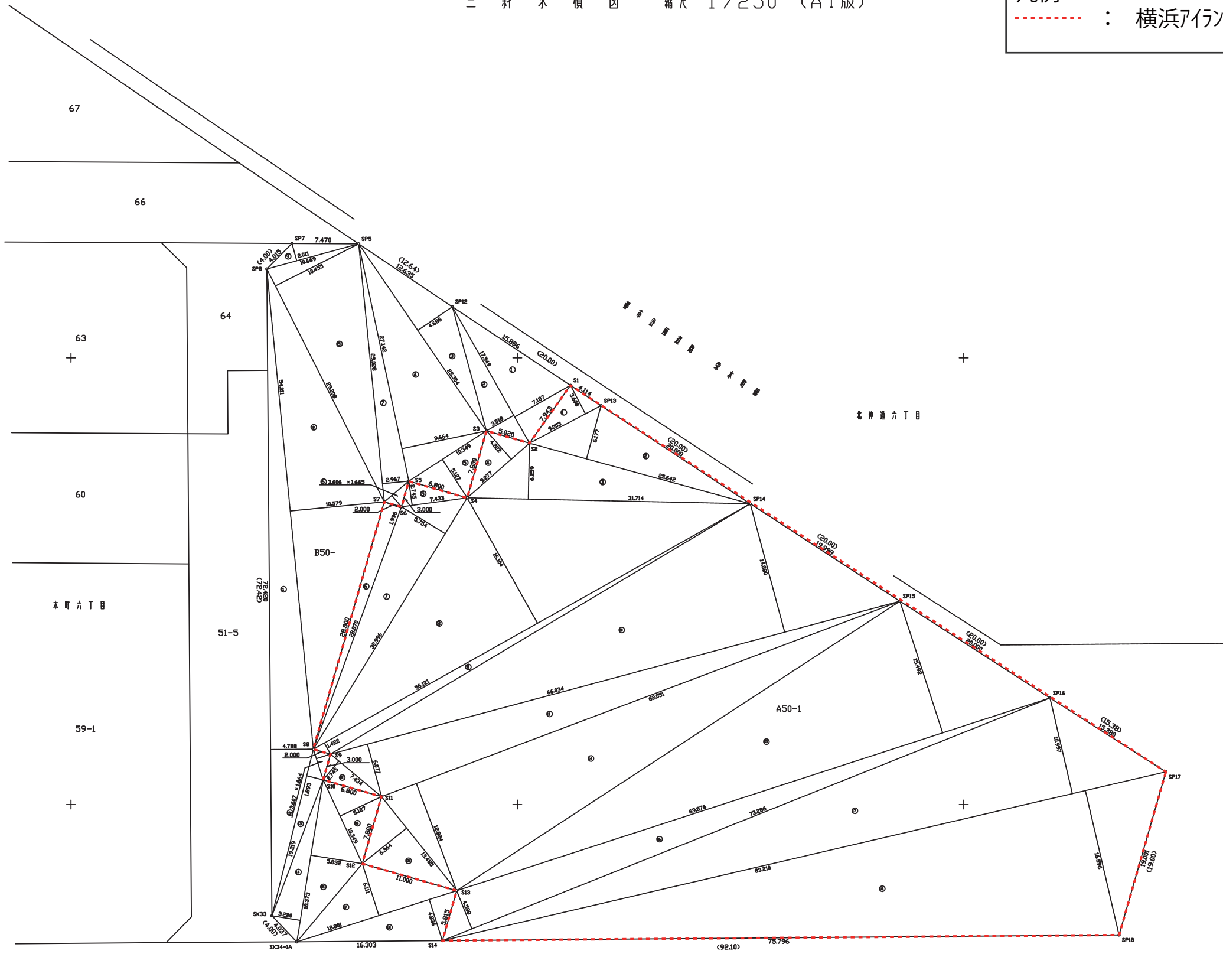
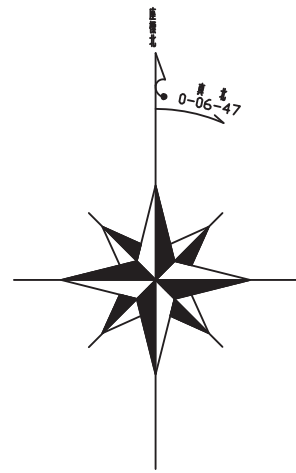
地番	50-10外12筆	No.	標識	Xn	Yn	辺長	点No	
ATSK1				-60849.568	-18129.471	1.030	ATSK2	
ATSK2				-60850.150	-18128.620	0.149	ATSK3	
ATSK3				-60850.001	-18128.615	4.945	ATSK4	
ATSK4				-60852.782	-18124.525	0.063	ATSK5	
ATSK5				-60852.730	-18124.488	0.553	AUP11	
AUP11				-60853.045	-18124.033	39.997	AUP10	
AUP10				-60875.787	-18091.130	39.998	ASS1	
ASS1				-60898.530	-18058.226	10.000	ASS2	
ASS2				-60904.222	-18050.004	20.005	ASS3	
ASS3				-60915.522	-18033.496	11.165	ASP56A	
ASP56A				-60921.812	-18024.271	8.843	ASP4	
ASP4				-60926.794	-18016.964	7.362	ASP5	
ASP5				-60930.896	-18010.850	12.635	ASP12	
ASP12				-60937.939	-18000.359	15.886	AS1	
AS1				-60946.729	-17987.126	7.944	AS2	
AS2				-60953.213	-17991.716	5.020	AS3	
AS3				-60951.828	-17996.542	7.800	AS4	
AS4				-60959.326	-17998.694	6.800	AS5	
AS5				-60957.451	-18005.231	3.000	AS6	
AS6				-60960.335	-18006.058	2.000	AS7	
AS7				-60959.783	-18007.981	28.801	AS8	
AS8				-60987.468	-18015.923	2.000	AS9	
AS9				-60988.020	-18014.000	3.000	AS10	
AS10				-60990.904	-18014.827	6.800	AS11	
AS11				-60992.779	-18008.290	7.801	AS12	
AS12				-61000.278	-18010.441	11.000	AS13	
AS13				-61003.311	-17999.867	5.815	AS14	
AS14				-61008.901	-18001.470	16.304	ASK34-1A	
ASK34-1A				-61009.040	-18017.774	14.644	AUP8	
AUP8				-61009.116	-18032.418	37.229	AUP9	
AUP9				-61009.408	-18069.646	40.021	AUP7	
AUP7				-61009.723	-18109.666	4.001	AUP4	
AUP4				-61006.941	-18112.542	10.991	AUP6	
AUP6				-61006.953	-18123.533	6.650	AUK3	
AUK3				-61000.308	-18123.267	42.873	AUK5A	
AUK5A				-60957.462	-18121.742	36.154	AKASENI	
AKASENI				-60921.330	-18120.457	0.575	AP 1	
AP 1				-60921.327	-18121.032	29.760	AP 19	
AP 19				-60891.679	-18118.450	23.670	AP 18	
AP 18				-60870.885	-18129.760	21.318	ATSK1	
							倍面積	-26972104986
							面積	13486052493
							地積	1348605 m ²

図面名称	座標求積図	図面縮尺	1/750	図面番号	
作業機関		作業責任者			
作製年月	平成19年8月	測量士番号			

北仲通南地区境界確定測量業務

三斜求積図 縮尺 1/250 (A1版)

凡例
 : 横浜アイランドワ-建設地



三斜求積表

順番	A50-1		面積
N.O.	東	西	㎡
1	9.053	3.608	32.663224
2	25.642	6.177	158.390634
3	31.714	6.259	198.497926
4	9.277	4.222	39.167494
5	7.433	2.745	20.403585
6	28.870	1.996	57.624520
7	32.996	5.754	189.858984
8	56.121	16.104	903.772584
9	56.121	1.422	79.804052
10	66.034	14.880	982.585920
11	66.034	6.077	401.288618
12	7.434	2.745	20.406330
13	13.485	6.364	85.818540
14	62.051	12.824	795.742024
15	69.876	15.492	1082.518992
16	73.286	4.598	336.969028
17	83.210	10.997	915.060370
18	83.210	15.596	1380.953160
			7681.525995
			3840.7629975
			3840.76

三斜求積表

順番	B50-		面積
N.O.	東	西	㎡
1	17.549	7.187	126.124663
2	17.549	3.518	61.737382
3	25.354	4.686	118.808844
4	27.142	9.664	262.300288
5	10.349	5.127	53.059323
6	3.606	1.665	6.003990
7	29.028	2.967	86.126076
8	29.208	10.435	305.369640
9	10.649	2.011	21.435359
10	54.011	10.579	571.382369
11	72.420	4.788	346.746960
12	3.607	1.664	6.002048
13	19.219	1.893	36.381567
14	18.373	3.220	59.161060
15	18.373	5.832	107.151336
16	10.349	5.127	53.059323
17	18.801	6.111	114.892911
18	18.801	4.836	90.921636
			2426.684775
			1213.3423875
			1213.34

図面133号

()内数値は、横浜公道境界図(道路台帳、境界調査図)距離。

図面名称	三斜求積図	縮尺	1/250	図面番号	/
作業機関		作業担当者			
作成年月日	平成15年3月31日	測量士			

全体所掌区分表

A工事: 本体工事及び各所接続工事の施工
 B工事: 本工事のうち、市以外(商業部分事業者、ESP事業者等)の費用負担を想定し、落札者が行う予定の施工
 C工事: 別途工事の施工
 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照
 ●: 実施主体者、○: 調整者(支援者)

項目	内容	区分											備考		
		基本設計・概算			実施設計・詳細内訳			工事監理			施工				
		A工事 設計者	B工事 設計者	C工事 設計者	A工事 設計者	B工事 設計者	C工事 設計者	A工事 監理者	B工事 監理者	C工事 監理者	A工事 施工者	B工事 施工者		C工事 施工者	
本体工事	建物本体(建築(昇降機含む)・電気・機械)	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	設計変更及び別途工事調整対応など含む。	
	間仕切り壁	●	-	-	●	-	-	●	-	○※	●	-	-	別途工事に示すものを除くすべての間仕切り壁 【別紙11 諸室等性能表】に記載のある壁(上階床下までの設置と記載のある間仕切り壁、移動式間仕切り壁、ガラスパーティション、中央管理室内部及び守衛控室内部の壁)及びテナント間間仕切り壁を含む。 中層部については【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】参照 スイッチ、コンセント、空調・換気、防災設備の設置を含む。 ※テナント間間仕切り壁に限る。	
	2階デッキ	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	本工事の2階デッキと敷地外の連絡デッキの接続に設けるエキスパンションジョイントはA工事	
	消火器ボックス、設置・取り付け	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	商業部分工事を起因とする消火器ボックス等の増設は起因者負担 中層部(議会・行政)部分・ESP部分・商業部分の工事は別途工事	
	現場発生土による土壌汚染対策	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	【別紙31 土壌調査報告書 抜粋】に記載されている基準値を超えた土壌についてはA工事	
	建設発生土処理に係る土砂検定	-	-	-	-	-	-	●	-	-	●※	-	-	※市で本工事の契約までに土砂検定を実施予定(建設予定地内で30箇所程度)。土砂検定結果及び受入先協議の結果、追加の土砂検定が必要となった場合には、A工事において追加の土砂検定を実施すること。	
	既存モニュメントの保管先からの移動、再設置	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	移動先、保管場所については、施工着手までに市より指示する。	
各工所接続	横浜アイランドタワー接続	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	接続先側の工事もA工事に含む。【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】参照	
	馬車道公共駐車場接続	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	接続先側の工事もA工事に含む。【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】参照 馬車道公共駐車場接続における公共駐車場の既存ゲートなどの移設はA工事	
	みなとみらい線馬車道駅接続	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	接続先側の工事もA工事に含む。【別紙37 みなとみらい線馬車道駅との接続イメージ図(地下2階)】【別紙38 本施設以外への接続における想定される工事】参照 みなとみらい線馬車道駅接続に伴う駅側の躯体開口及び設備関係の設計、接続に伴う鉄道施設変更手続等については、横浜高速鉄道株式会社と協議のうえ決定する。	
本工事	中層部(議会・行政)内装(建築・電気・機械)	●	-	-	●	-	-	●	-	-	○	-	●	施工範囲については【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】参照	
		ESP(エネルギー・サービス・プロバイダー)設備	●	-	-	○	-	●	○	-	●	○	-	●	ESPの計画条件・工事所掌区分は【別紙7 ESP計画条件】参照
	設備ESP	ESP(エネルギー・サービス・プロバイダー)設備	●	-	-	○	-	●	○	-	●	○	-	●	ESPの計画条件・工事所掌区分は【別紙7 ESP計画条件】参照
		リ間工仕	別途工事前間仕切り壁	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●
	工部商	商業部分テナント内装	-	●※※	●	-	●※※	●	-	●※※	●	-	●※	●※	※施工時期は【参考1 総合工程表(案)】に記載された期間を想定する。 区分については、【別紙9 商業部分の区分及び条件】参照 ※※変更に対する法的な確認
	サイ	サイン	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	館内サイン、各種警告サイン、防災サイン危険物表示等、階数表示、室名札、ピクトサイン、文字貼りサイン、室内板、掲示板、点字、エレベーターかご内案内板、外構サインなどのサイン一式工事、中層部のサインを含む。 ※電源工事、配管工事、支持架台、基礎工事はA工事又は中層部(議会・行政)部分工事(当該部分を担当する施工者負担) (商業部分のテナント名表示サインはB工事)
		特殊設備工事	構内情報通信網設備	○※	-	●	○※	-	●	○※	-	●	●※	-	●
	構内交換設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	マルチサイン設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	映像・音響設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	監視カメラ設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	駐車管制設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	防犯・入退室管理設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	議場設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
	委員会室設備		●	-	-	●	-	-	●	-	-	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事
無線設備対応	○※		-	●	○※	-	●	○※	-	●	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事	
危機管理システム	○※		-	●	○※	-	●	○※	-	●	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 ただし、中層部(議会・行政)部分の特殊設備用電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保は、中層部(議会・行政)部分工事	
環境監視設備	○※		-	●	○※	-	●	○※	-	●	●※	-	●	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事	
簡易型水素ステーション	○※		-	●	○※	-	●	○※	-	●	●※	-	●	※【別紙27 簡易型水素ステーションの設置条件】に示す設備に必要なインフラ、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 簡易型水素ステーション本体は別途	
解体撤去工事	解体撤去その他	●	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	●	既存建物・工作物・既存舗装等解体工事一式(A工事の随意契約予定) 解体後の整地、解体計画及び撤出計画 解体工事に伴う、第三者・近隣などへの対策、苦情処理	
	解体着手前の家屋・家財、有害物質等の有無の調査・確認	●	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	●		
	解体・処分に必要な仮設用電力・給排水等の引込、又は切り止め手続き	●	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	●		
工本体	造作家具	造作家具(中層部(議会・行政)部分及び商業部分を除く)	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	
		造作家具(中層部(議会・行政)部分)	●	-	-	●	-	-	●	-	-	○	-	●	議場家具(議長席、議会局長席、国旗・市旗台、議員席、当局説明員席、議会員席、速記者席、演台、一般傍聴席、特別傍聴席、記者席、議長椅子、その他椅子など)を含む。
		造作家具(商業部分)	-	-	●※	-	-	●※	-	-	●※	-	-	●※	※施工時期は【参考1 総合工程表(案)】に記載された期間を想定する。
工本体	移動家具・什器・備品	中央管理室で行う業務に必要な什器・備品	●	-	-	●	-	-	●	-	-	●	-	-	A工事で設置する監視機器に必要な机、椅子
		移動家具・什器(議場以外)	○	-	●	○	-	●	○	-	●	○	-	●	
		消火器本体	●※	●※※	●※	●※	●※※	●※	●※	●※※	●※	-	-	●	本体部分、中層部(議会・行政)部分は市負担、ESP設備部分、商業部分は当該工事負担とする。 商業部分工事を起因とする消火器本体の増設は起因者負担 ※本体部分、中層部(議会・行政)部分 ※※ESP設備部分、商業部分 ※※※ESP設備部分、商業部分の変更に対する法的な確認

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工
 (建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
1.共通事項															
1 A. 現場管理費関係															
一般事項	1. 起工式の開催・運営・取りまとめ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	直会を含む。(100名程度+A工事関係者)
	2. 建物・設備等損傷の復旧及び補修	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	復旧及び補修工事は関連する工事別に行う。費用は起因者負担
	3. 工事用看板等	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	看板製作費は各工事負担。建築計画等のお知らせ看板を含む。
	4. 視察・見学への対応	○	-	-	-	○	○(ESP部分)	-	-	-	-	-	-	-	対応が必要な場合
1 B. 仮設関係															
	1. 現場管理事務所の設置	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	部屋の確保と基本内装、冷暖房設備、必要な移転・養生を含む。市販の適用基準等は各工事会社負担。 * 維持管理・清掃等は各別途工事の施工者等負担
	2. 会議室、便所の設置	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	清掃・維持管理を含む。必要な移転を含む。
	3. 全工事(A工事+別途工事)作業員詰所・更衣室の設置、維持管理	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	部屋の確保と基本内装、冷暖房設備、休憩室・便所、什器備品、必要な移転・養生を含む。 * 維持管理・清掃等は各別途工事の施工者等負担
	4. 市監督員等事務所の設置	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100㎡程度。冷暖房設備・什器備品(机及びいす15個、書棚10個、6人掛け打合せテーブルセット1個、白板2個、掛時計1個、ゴム長靴20個、雨がっぱ20個、保護帽20個、懐中電灯4個、安全帯20個、衣類ロッカー15個、消火器1個、掃除具入れ1個、掃除用具一式、請負者加入電話の子機2個、FAX1個、コピープリンター複合機1個、LAN設備一式、必要な移転・養生・維持管理・清掃を含む。パソコン・事務用品を除く。
	5. 別途工事施工者の事務所の設置	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	A工事側で別途工事施工者の事務所の設置スペースを確保すること。
	6. 警備員及び守衛所の設置、警備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	車両誘導・夜間警備を含む。維持管理を含む。
	7. 建設予定地内工事車両駐車場の手配・設置	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	工事関係者全体で使用。覆鋼板・砕石等の養生、車両待機場を含む。出社時、車両の駐車場は各社で用意
	8. 建設予定地内工事車両駐車場の維持管理・保安警備(入退場管理を含む)維持	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	日常の調整管理
	9. 建設予定地内ストックヤード・作業ヤードの確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	別途工事の施工に必要なヤードの確保、別途工事の設計図書への反映
	10. 建設予定地内ストックヤード・作業ヤードの維持管理	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	別途工事の施工者等を含めた総合調整はA工事 区画された別途工事専用の工事エリアの管理は当該工事施工者
	11. 搬入・搬出ルートの確保(工事用道路、仮設運搬路)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	覆鋼板・砕石等の養生、車両待機場を含む。 本体工事着工前に実施される埋蔵文化財発掘調査にて設置される仮囲いはゲートも含め残地され、本体工事期間中、必要に応じてA工事で使用可とし、仮囲いの撤去、処分はA工事
	12. 仮囲・ゲート・作業員出入り口・洗車設備、維持管理	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13. 山留壁の設置、維持管理	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14. 山留壁の各工事に係る必要な部分の撤去	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	必要部分のみ。残置を原則とする。
	15. 各工事の建設発生土処理・整地	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	埋戻し及び盛土は根切り土の中の良質土とする。
	16. 外部共通足場の設置	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17. 内部共通足場の設置	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
	18. 乗入れ構台(荷受構台、あさがお)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19. 外部共通指定足場の損料	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20. 内部共通指定足場の損料	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
	21. 各別途工事の専用作業足場	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	各工事別に単独設置、脚立・ローリングタワー・高所作業車等を含む。
	22. 仮設昇降・揚重設備用の補強工事	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	補強用基礎等の撤去を含む。
	23. 仮設電力の手配・引き込み・各階仮設電力盤の設置	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引き込み負担金が発生する場合は引き込み負担金を含む。
	24. 仮設電力の基本料金・使用料金	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	各階分電盤渡しとする。その他の別途工事は応分負担。ESP、中層部(議会・行政)部分、C工事はメーター等で使用料を管理し、各社応分負担
	25. 仮設照明の設置及び使用・維持管理	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	仮設非常用照明を含む、作業場全体照明を行う。
	26. 仮設給排水・ガスの供給・引き込み	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引き込み負担金が発生する場合は、引き込み負担金を含む、直近の給水管までの配管及びメーターを見込むこと。
	27. 仮設給排水・ガスの基本料金・使用料金	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	別途工事は応分負担 ESP、中層部(議会・行政)部分、C工事はメーター等で使用料を管理し、各社応分負担
	28. 仮設通信設備の手配・引き込み・使用料金	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	各工事別に単独設置
	29. 建設予定地内仮設放送設備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30. 揚重設備計画書の作成	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	各工事別に計画を作成 別途工事の施工に必要な総合的な揚重計画の作成と別途工事の設計図書への反映はA工事
	31. 揚重計画の取りまとめ・調整	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	揚重センターの設置、受付、運営、取りまとめ
	32. 揚重設備の手配・設置・オペレーターの配備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置期間の損料及び返却後の修理費を含む。
	34. 仮設昇降機の手配・設置・オペレーターの配備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置期間の損料及び返却後の修理費を含む。
	36. 本設昇降機の養生	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引渡しまでの必要回数すべて
	37. 本設昇降機のオペレーターの配備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	39. 本設昇降機の養生・保守・点検	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	返却後の整備費用を含む。

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工
 (建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
	40. 施工中の整理清掃	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	41. 後施工引継ぎのための清掃・立合検査	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	他の施工区分に影響を与える部分。前確認は工事監理者及び後施工業者が行う。	
	42. 建設予定地周囲・ゲート廻り他の共通エリアの清掃・保守・整備	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	43. 引渡し前の整理清掃	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	44. 全館清掃(引渡し前)	○	—	—	—	—	○※	—	○※	—	—	—	—	※ESP部分、商業部分は当該工事業者	
	45. 作業場内清掃用具の設置	○	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—		
	46. 各工事養生(仕上げ・台風養生等)	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	47. 発生材の取りまとめ調整	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	受付、運営、取りまとめ	
	48. 発生材の一次置場の確保	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	産業廃棄物を含む。	
	49. 発生材の一次置場への分別整理、保守管理	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	50. 発生材の処理(運搬・処分)	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	各施工会社は法律等を遵守すること。	
1 C. 直接仮設他															
	1. ベンチマーク、レベル出し、通り芯、基準墨出し、逃げ墨・返り墨	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	2. 設備機器類の取付位置墨出し、各工事の仕上墨出し	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	3. ピアノ線張り	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	各工事必要時	
	4. 部屋芯墨出し	○	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—		
	5. 天井インサート用墨出し・インサート設置	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	関連する工事別	
	6. 天井部の仕上・開口墨出し	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	関連する工事別	
	7. 本工事範囲内共通換気	○	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	ピット階・地階等必要箇所	
	8. 各工事の現場内個別換気	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	各工事別に単独設置	
	9. 配筋後の配筋乱れ手直し、他工事用型枠取付により生ずる損料	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別な場合の手直し費用は起因者負担	
	10. 仕上損傷復旧工事	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	費用は起因者負担、工事は損傷された工事会社が行う。	
1 D. インフラ関連															
電気	1. 電力引き込み負担金	○※	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○※※	※手続きはA工事 ※※負担金は市負担	
	2. 電力引き込み工事	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	管路などの構築はA工事。特別高圧電力の引き込みは電気事業者による。	
	3. 受電後の工事期間中の電力基本料金(試運転調整費を含む)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	引渡しまでの基本料金はA工事にて負担する。	
	4. 受電後の工事期間中の電力使用料金(試運転調整費を含む)	○※	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	施工期間中は応分負担 ※A事業者が負担区分の取りまとめを行う。	
	5. 受電後の引渡しまでの電気主任技術者費用	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	6. 受電後の各階工事用仮設電力盤の設置・維持管理	○	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—		
	7. 受電後の本設の照明器具損料負担(電球等消耗品)	○	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	交換が必要な場合のみ	
	8. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○		
上下水	9. 上下水道引き込み加入金・納付金	○	—	—	—	—	○※	—	—	—	—	—	○	手続きはA工事。加入金は市負担。納付金はA工事 ※ESP用は単独引き込み	
	10. 上下水道引き込み工事	○	—	—	—	—	○※	—	—	—	—	—	—	必要な建設予定地外工事を含む。 ※ESP用は単独引き込み	
	11. 上下水道引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	—	—	—	—	○※	—	—	—	—	—	—	引渡しまでの基本料金はA工事にて負担する。 ※ESP用は単独引き込み	
	12. 上下水道引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○※※	—	—	—	○	○※	○	○	○	○	○	—	施工期間中は応分負担。 ※ESP用は単独引き込み ※※A事業者が負担区分の取りまとめを行う。	
	13. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	—	—	—	—	—	○※	—	○	—	—	—	○	※ESP用は単独引き込み	
ガス	14. ガス引き込み負担金	○	—	—	—	—	○※	—	—	—	—	—	—	ガス供給会社と協議 ※ESP用は単独引き込み	
	15. ガス引き込み工事	○	—	—	—	—	○※	—	—	—	—	—	—	一次側・二次側一式とし、引込遮断弁、ガスメータ支給等を含む。必要な建設予定地外工事を含む。 ※ESP用は単独引き込み	
	16. ガス引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	—	—	—	—	○※	—	○	—	—	—	—	引渡しまでの基本料金は、A工事にて負担する。C工事はC工事会社で負担する。 ※ESP用は単独引き込み	
	17. ガス引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○※※	—	—	—	○	○※	—	○	—	○	—	—	※ESP用は単独引き込み ※※施工中現場内作業期間は応分負担	
	18. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	—	—	—	—	—	○※	—	○	—	—	—	○	※ESP用は単独引き込み	
下水再生水	19. 供給ポイントまでの配管工事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	建設予定地内1mまで	
	20. 建設予定地内配管(供給ポイント以降)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	バルブ設置等接続工事を含む。	
	21. 下水再生水引き込み後の工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	引渡しまでの基本料金はA工事にて負担する。	
	22. 下水再生水引き込み後の工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○※	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	施工期間中は応分負担。 ※A事業者が負担区分の取りまとめを行う。	

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
ESPからの熱供給	23. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	24. 量水器本体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	25. 量水器設置工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設予定地内設置	
	26. 工事期間中の基本料金(試運転調整費を含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	引渡しまでの基本料金はA工事にて負担する。	
	27. 工事期間中の使用料金(試運転調整費を含む)	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工期間中は応分負担。 ※A工事業者が負担区分の取りまとめを行う。	
	28. 引渡し後の負担(基本料金、使用料金)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
電話	29. 計量器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	計量器及び周辺付属品含む。	
	30. 計量器設置工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
情報・通信	31. 電話回線の引き込み負担金	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※手続きはA工事 ※負担金は市負担 ※※ESP事業者、商業部分で独自に電話の引き込みを行う場合は、手続、負担金ともそれぞれで実施、負担する。	
	32. 電話回線の引き込み工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	引き込み管路はすべてA工事で敷設する。通信機械室までの引き込みは通信事業者による。	
情報・通信	33. 情報・通信関連の引き込み負担金	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※手続きはA工事 ※負担金は市負担 ※※ESP事業者、商業部分で独自に情報・通信の引き込みを行う場合は、手続、負担金ともそれぞれで実施、負担する。	
	34. 情報・通信関連の引き込み工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	引き込み管路はすべてA工事で敷設する。通信機械室までの引き込みは通信事業者による。	
1 E. 竣工引継ぎ															
	1. しゅん工引継ぎ及び取扱い説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2. 予備品ストック部材の引渡し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3. 供用後の運営に必要なオイル補充や水張りなど	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	雑用水貯留槽の水張り建築工事、冷却塔補給水はESP工事	
	4. 試運転等による消耗部品・材料の交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	5. 試運転等による汚濁部分の清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1 F. 各種経費															
区域・調査関連	1. 区域測量(境界・面積・インフラ・高低差・道路・周辺状況等含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市が提示するもの以外に必要な場合、A工事にて行うこと。	
	2. 地質地盤調査費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市が提示するもの以外に必要な場合、A工事にて行うこと。	
	3. 土壌汚染調査費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市が提示するもの以外に必要な場合、A工事にて行うこと。	
	4. 土壌汚染対策費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※【別紙31 土壌調査報告書 抜粋】に記載されている内容以外で新たに土壌汚染対策が必要と判明した場合、費用負担については市と協議する。	
	5. 土砂検定業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市で本体工事の契約までに土砂検定を実施予定(建設予定地内で30箇所程度)。土砂検定結果及び受入先協議の結果、追加の土砂検定が必要となった場合には、A工事において追加の土砂検定を実施すること。	
	6. 近隣対応業務及び業務に伴う費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	工事によるものはA工事とする。※工事によらないものは市対応とする。	
	7. 近隣対策補償費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	工事により必要となった場合、A工事とする。※工事によらず必要となった場合	
	8. 文化財調査費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	工事着手前に市により実施予定	
	9. 電波障害調査費(机上及び実地)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	10. 電波障害対策費	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※工事中の仮設によるものの対策は、A工事とする。(工事中の問い合わせに対する対応はA工事を行うものとする。)	
	11. 振動・騒音等測定調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係法令、条例等、振動・騒音の法律に対応した基準の確保を検証	
	12. 電磁気障害調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉄道などの架線による磁気障害調査(空中)(建設予定地周辺に影響を与える施設が存在する場合)	
	13. 迷走電流障害調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉄道などの設置電流による磁気障害調査(地中)(建設予定地周辺に影響を与える施設が存在する場合)	
	14. 実験・解析費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	必要な場合	
	15. 維持管理計画の取りまとめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	16. 維持管理計画作成協力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
官庁手続き等	17. 許認可申請等業務及び業務に伴う費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更申請についても同様とする。 ※当該工事に関する申請	
	18. 許認可申請手数料(検査手数料含む)(市に支払うもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更申請についても同様とする。 ※当該工事に関する申請	
	19. 許認可申請手数料(検査手数料含む)(市に支払うもの以外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更申請についても同様とする。 ※当該工事に関する申請	
	20. 行政指導による追加変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	起因者負担とする。善良なる管理者の注意を持って回避できない事項は、市負担とする。市に事前に確認のこと。※当該工事に関する指導	
	21. 各種届出・報告業務及び届出等に伴う費用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係機関、各インフラ供給会社等に対し行う、工事の進捗及び完成のために必要な各業務(歩道の切下げ申請等含む。)※当該工事に関する届出	
保険	22. 工事保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	23. 労災保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	24. 賠償責任保険	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
2.建築工事 関連主要区分															
2A. 機械基礎・ダクト支持部材・配管取出口															
屋外・屋上	1. 屋外設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アンカー、防振台、箱抜き等は各設備工事
	2. 屋上設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ(避雷針、テレビアンテナ、通信用アンテナ、ポンプ、冷却塔、屋外機、送風機、高置水槽、配管・ダクト・ラック類支持架台基礎等)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ペントハウス階の設備機器スペースの点検用デッキは鉄骨架台、グレーチングとも建築工事
	3. コンクリート基礎以外の架台基礎(避雷針等)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
	4. 機器設置のアンカーボルト製作・取付及び穴埋補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	かんざし筋・箱入れを含む、関連する工事別
	5. 設備支持固定金物、簡易置き基礎	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
	6. 設備機器類の取付	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	
	7. 屋上設備にからむ点検用ブリッジ、転落防止用手摺、キャットウォーク等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 塔屋設備機器目隠し用ルーバー及び基礎、アンカー	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	9. 屋上機械置場、タラップ、点検歩廊(ファインフロア等)、防音壁等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10. 屋上機械置場、ダクト・ラック支持受材(2次部材)、設備機器類の取付	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
屋内	11. 屋内設置の設備機器のコンクリート基礎及び仕上げ(受変電設備、受水槽、冷凍機、ボイラー、空調機、送風機、昇降機等)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	スラブから立ち上がるコンクリート基礎は建築工事
	12. コンクリート基礎以外の架台基礎	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
	13. 機器設置のアンカーボルト製作・取付及び穴埋補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	かんざし筋・箱入れを含む、関連する工事別
	14. 設備機器類の取付	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
	15. 機器搬入・機器更新用 I ² ーム、チェーンブロック、フック等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	常設のI ² ーム、フック、チェーンブロック等は建築工事。搬入時の仮設対応は必要とする工事が担当
	16. ダクト・配管取付 吊金物・吊り鋼材共	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
	17. 同上用の梁取付けフランジ類、ファブ加工のフランジ、ピース、穴開け	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
配管取出口	18. 各給排気塔・配管取出口の築造	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19. 同上の開口ふさぎパネル、シール	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	防水補修・止水処理を含む。
	20. 同上の配管・ダクトのための貫通及び埋込場所の穴埋め補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	関連する工事別
2B. 躯体貫通及び補強															
地中梁	1. 地中梁の連通管・通気管・人通孔の貫通スリーブ及び箱入れ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 同上の補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歩掛りで見積計上
RC梁	3. RC部の梁貫通スリーブ	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	商業部分についてはA工事で想定して設けること。
	4. 同上の補強(100mmφを超えるもの)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
RC外壁	5. RC外壁の開口、補強、止水、シーリング処理、結露防止	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	実施設計に基づき配管、貫通までA工事に見込む。配線は別途。商業部分についてはA工事で想定して設けること。
RC床・内壁	6. RC部の床・壁の貫通スリーブ	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
	7. 同上の補強(長辺150mm角を超えるもの)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	歩掛りで見積計上
	8. 各種盤類取付穴用等の箱入れ及び孔塞ぎ補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○※	-	-	※実施設計に基づき配管、貫通までA工事に見込む。配線は別途
	9. 同上の躯体補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
S, SRC梁	10. S造・SRC造部の貫通鋼管スリーブ及び補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	商業部分についてはA工事で想定して設けること。	
S梁、柱	11. 鉄骨梁の耐火被覆の貫通隙間塞ぎ	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12. 鉄骨梁貫通配管・ダクト用ロックウール保温材充填	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○※	-	-	-	※実施設計に基づき配管、貫通までA工事に見込む。配線は別途
	13. 鉄骨柱及び鉄骨梁に取付く各種付属金物取付ピース	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
躯体補強	14. 設備関係機器、配管等の吊り荷重による躯体補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15. 重量機器の搬入、搬出用受け部材の補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16. 重量機器設置に対する床構造及び搬入経路等の補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
穴埋め、補修	17. 各種貫通穴明け箇所穴埋め・補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	関連する工事別
	18. 各種防火区画部の貫通穴明け箇所の穴埋め・補修・防火措置	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-	関連する工事別
RC床防水	19. 配管類・ダクト類の防水貫通部の補修	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
2C. 躯体以外の開口・貫通及び補強															
外壁	1. 外壁(PCパネル・押出成形セメント板・ALC版)を貫通する場合の止水、開口部枠外側シーリング処理、結露防止	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	雨仕舞い、結露防止
	2. 同上の周囲の壁の開口、補強	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
間仕切り壁	3. 間仕切り壁の開口、補強、取付枠	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	スチールパーティション、間仕切り壁等。高層部行政部分専用部内、商業部分専用部内は間仕切り工事。ただし、同共用部及び高層部専用部、商業部分専用部と共用部との境界間仕切り壁・建具及び【別紙11 諸室等性能表】に記載のある居室の間仕切り壁、及び高層部行政部分専用部内でスラブまでの間仕切り壁と定義している壁の天井内はA工事とする。ESP設備工事に関連する範囲内の間仕切り壁・建具はESP設備工事

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工
 (建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
天井	4. 間仕切壁開口部の穴埋め、補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	関連する工事別	
	5. 防火区画間仕切り壁開口部の穴埋め、補修	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	関連する工事別	
	6. 天井付各種器具の開口、孔あけ、取付枠、補強	○	-	-	-	○※	○※	-	○※	○	○※	○	-	補強は建築工事 ※当該工事に天井の施工がある場合のみ適用	
	7. 墨出し、器具取り付け、器具廻りシール	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	関連する工事別	
仕上げ材他	8. 照明ボックス、レタンスリット、排煙スリット	○	-	-	-	○※	○※	-	○※	-	-	-	-	※当該工事に天井の施工がある場合のみ適用	
	9. 仕上げ材(金属板、練付け板、石、ガラス壁等)の設備関係切込み、孔あけ及び補強	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	10. ブロックの設備機器取付用開口、取付枠、補強	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
2D. 防火扉等															
防火扉	1. 防火扉	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	境界間仕切りの防火扉はA工事	
	2. 同上用の煙感知器、制御盤、レリーズの配線	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	結線を含む。	
	3. 同上の自動閉鎖装置取付及びその為の切込・加工	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
防火・防煙シャッター	4. 防火・防煙シャッター、可動式防煙垂壁、操作盤及び取付	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	境界間仕切りの自動扉はA工事	
	5. 同上の駆動装置、制御盤、操作スイッチ	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	A工事内の制御盤へのAC電源供給、遠方操作(中間停止・前回)、排煙指令用配線・結線は電気工事	
	6. 同上のマグネットスイッチ、リミットスイッチ、手動装置、自動閉鎖装置	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	7. 同上の感知器	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
防火・防煙ダンパー	8. 同上の自動閉鎖装置からの2次側電気工事一式	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	9. 同上の自動閉鎖装置への電源供給1次側電気工事一式	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	10. 煙感知器連動ダンパー、自動閉鎖装置	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-		
	11. 同上の煙感知器、制御盤及びその配管・配線	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	12. 同上の点検口	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
2E. 自動ドア・電動シャッター等															
自動ドア	1. 自動扉、受枠、ガラス	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	2. 同上の駆動装置、制御盤、検知器(超音波、光線、熱、マットスイッチ等)及びその配線	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	境界間仕切りの自動扉はA工事	
	3. 同上の駆動装置から開閉スイッチまでの2次側電気工事一式	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	4. 同上の駆動装置への電源供給 1次側電気工事一式	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	5. 同上の駆動装置への火災信号配管・配線	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
	6. 同上の誘導灯及び電気工事一式	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
電動シャッター	7. 電動シャッター・操作盤及び取付	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	A工事内の遠方操作・遠方表示用配線は電気工事(管理SSIは建築工事)	
	8. 同上の駆動装置、制御盤、押ボタン及びその配線	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-		
	9. 同上の2次側電気工事一式	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-		
	10. 同上の制御盤への電源供給1次側電気工事一式	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	-		
2F. 電気錠															
電気錠	1. 電気錠本体・スイッチストライク本体、ジョイントボックス、その為の切込・加工及び扉内の配管・配線	○	-	-	-	○	○※	-	○※	-	-	-	-	扉、扉枠、電気錠本体、扉及び枠内の配線、通電兆番、枠より上の天井内までの配線はA工事 中層部(議会・行政)部分は当該内装工事業者 (※ただし、ESP、商業部分に独自に電気錠を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)	
	2. 電気錠、各種機器への配線	-	-	-	-	-	○※	-	○※	-	○	-	-	枠上の配線以降、制御盤、カードリーダーは特殊設備工事	
	3. カードリーダーなどの機器の為の配管及びボックス	-	-	○	-	○	○※	-	○※	-	-	-	-	配線は特殊設備工事 (※ただし、ESP、商業部分に独自に入退室管理設備、機械警備を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)	
	4. カードリーダーなどの設備機器	-	-	-	-	-	○※	-	○※	-	○	-	-		
インターロック	5. インターロック制御盤電源供給用配管・配線	-	-	○	-	○	○※	-	○※	-	-	-	-	インターロックに関する機器は、特殊設備工事 (※ただし、ESP、商業部分に独自に電気錠を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)	
	6. インターロック制御盤、渡り配管・配線	-	-	-	-	-	○※	-	○※	-	○	-	-	電源はA工事 (中層部(議会・行政)部分は当該内装工事業者)	
	7. 電気錠リミットスイッチ設置、ボックス、マグネットセンサー	-	-	-	-	-	○※	-	○※	-	○	-	-	配線は特殊設備工事 (※ただし、ESP、商業部分に独自に入退室管理設備、機械警備を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)	
リミットスイッチ	8. リミットスイッチの為の切込・加工及び建具枠内線路	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	閉鎖の確認などを電気錠の錠前以外のリミットスイッチなどで行う場合、扉の加工及び扉内配線はA工事 (中層部(議会・行政)部分は当該内装工事業者)	
	9. リミットスイッチ用信号線	-	-	-	-	-	○※	-	○※	-	○	-	-	配線は特殊設備工事 (※ただし、ESP、商業部分に独自に入退室管理設備、機械警備を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)	

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
セキュリティ	10. 防犯警報盤、防犯センサー及びその配線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	機械警備などの機器は特殊設備工事(※ただし、ESP、商業部分に独自に入退室管理設備、機械警備を設置する場合は、ESP、商業部分にて設置する。)
	11. 同上用の配管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12. 電気錠からサブコントローラーまでの配線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	13. 同上用の配管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14. 同上の建具にとりつけるセンサー用切込・加工、裏箱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2G. 点検口・ガラリ等															
	1. 外壁ガラリ取付、ダクト接続金物(相フランジ)防虫・防鳥網を含む	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ガラリ枠共
	2. 外壁ガラリへのダクト接続、水抜き穴・ドレイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	侵入水排水配管を含む。
	3. 内部ガラリ取付(レターンガラリ含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4. ドアガラリ・レターンスリット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	境界間仕切りのドアガラリはA工事
	5. 各種設備の点検口(天井・壁・床)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別。特殊設備に必要な場合はA工事
	6. ダクトシャフト・パイプシャフト等の点検口・扉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別。特殊設備に必要な場合はA工事
	7. 地下二重壁 点検口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8. ビット内人通孔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9. 塔屋設備機器目隠し用ルーバー及び防音壁に切込む扉・錠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2H. ビット・マンホール・水槽等															
	1. 機械室・地下駐車場・ゴミ処理室・厨房の排水溝・トレンチ・ビット及び蓋・グレーチング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2. 同上の配管接続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別、目皿・排水トラップを含む。
	3. 湧水槽・汚水槽・防火水槽等RC造各種水槽の築造、釜場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	釜場を含む、引渡し前水抜きを含む(消火水槽以外)。※ESPで蓄熱槽を設置する場合の躯体はA工事、断熱はESP工事
	4. 同上用の防水・仕上げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	5. 同上用のマンホール・マンホール蓋及びタラップ等一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	6. 同上用の外部へのオーバーフロー管取付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	7. 同上用の外部への通気管取付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	8. 各種類の液面電極棒取付座・フロースイッチ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	9. 各種満減水警報・液面電極棒取付、制御・警備配管配線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	10. 同上の電気工事一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	11. 防油堤築造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	12. 同上の排水管・接続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
マンホール	13. 屋内化粧マンホールの躯体、錆鉄蓋、化粧蓋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	14. 屋外マンホールの躯体・錆鉄蓋、ハンドホール等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別
	15. 屋外マンホールの化粧蓋の仕上げ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マンホール本体は各設備工事
	16. 屋内・屋外トレンチの躯体・排水溝・蓋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
防水試験、水張り	17. 各種躯体水槽内の清掃・防水試験	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	18. 防水確認のための水張り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	19. 引渡し時の水張り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	防火水槽、蓄熱層は建築工事。消防用水、雑用水槽は給排水管工事。※ESPで蓄熱槽を設置する場合
	20. 消防用水・消防水利類の法定看板	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2I. 遮音・吸音・断熱工事															
	1. 躯体関係の遮音(防音)・防振工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2. 空調ダクトの遮音(防音)・防振工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3. 設備機器類の遮音(防音)・防振工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別
	4. 各種設備貫通部の遮音(防音)・防振工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別
	5. 躯体関係の断熱工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6. 各種設備貫通部の断熱補修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関連する工事別
	7. コンクリートダクト内の内張り(遮音・断熱)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8. 各種機械室の吸音仕上げ(空調機械室、熱源機械室、電気室、EV機械室等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	9. 同上の遮音壁床及び防音扉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	10. 排水配管類の遮音	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	天井材の遮音は建築工事、必要箇所のみ
2J. 防災・消火設備等															
屋内消火栓	1. 消火栓ボックス(ホース・ノズルとも)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	移動式消火設備を含む。
	2. 同上の扉(化粧扉)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3. 同上の起動用押ボタン・表示灯・発信機・ベル・非常電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※起動用押ボタンのみ
	4. 同上の電気工事一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5. 消火ポンプ制御盤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※起動リレーのみ
	6. 同上の制御盤までの1次側電気工事一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7. 同上の以降の2次側電気工事一式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	結線を含む。

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工
 (建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
不活性ガス消火設備	8. 不活性ガス消火用機器・同取付け	-	-	-	○	-	○※	-	-	-	-	-	-	-	※ESP設置設備に対する消火設備のみ
	9. 同上用の制御盤・電気工事一式	-	-	-	○	-	○※	-	-	-	-	-	-	-	※ESP設置設備に対する消火設備のみ
	10. 同上用の制御盤への電源供給	-	-	○	-	-	○※	-	-	-	-	-	-	-	※ESP設置設備に対する消火設備のみ
	11. 同上より火災受信盤・制御盤までの電気工事一式	-	-	○	-	-	○※	-	-	-	-	-	-	-	※ESP設置設備に対する消火設備のみ
スプリンクラー設備	12. スプリンクラー設備	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13. 同上の水噴霧消火設備、泡消火設備起動用圧カススイッチ	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14. 同上の制御盤(ポンプユニットを含む)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15. 同上用の1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他防災消火設備	16. 消火器ボックス	○	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
	17. 消火器	-	-	-	-	-	○※	-	○	-	-	-	○	-	※ESP専用エリア及びESP設備設置エリアのみ
	18. 救助袋・収納箱	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	19. 避難器具、設置・取り付け	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中層部(議会・行政)部分・ESP部分・商業部分の工事は別途工事
2K. 排煙設備															
機械排煙	1. 機械排煙機・ダクト	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 機械排煙の排煙口、排煙口ガラリ、手動開放装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 同上の開放装置取付け、リミットスイッチ、自動復帰モーター	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 同上の制御盤及びその配管・配線	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 防排煙、制御盤及び排煙時の空調停止用配線	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 同上の制御盤及びその配管・配線	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7. 自然排煙口及び手動開放装置、遠方開閉装置 (制御盤を含む)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 同上の遠方開閉用電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然排煙のオペレーターは建築工事
	9. 固定防煙垂れ壁	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10. 附室給気口(ダンパーとも)・同開放装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11. 附室給気ダンパー・排煙口連動装置	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12. 防災監視盤までの電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2L. その他の工事															
避雷針	1. 避雷針及び棟上導体等の避雷設備とその接地工事	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	笠木が避雷針の場合、建築工事
煙突	2. 煙突(煙道を除く)のライニング及び掃除口	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2M. 内部関連工事															
システム天井	1. システム天井地下地Tバー組及び見切縁並びにパネル、設備取付け用パネル、プランクパネル、点検口	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 同上のプレート落下防止ワイヤー	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 同上の各設備の落下防止ワイヤー	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	関連する工事別
	4. 同上の設備開口孔空け、切り欠き	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 同上の空調吹出口、温湿度センサー、スプリンクラー	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	関連する工事別
	6. 設備開口墨出し	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	関連する工事別
建築化照明	7. 照明ボックス、照明器具取付け用補強、放熱用開口	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 同上の照明器具、配線取付け	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	9. 同上の照明カバー(ルーバー、アクリル板等)	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10. 間接照明内 ダクト接続スリット、チャンパー、フランジ	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11. 同上の開口補強	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	12. 同上の照明器具、配線取付け	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
OAフロア	13. 間接照明内 ダクト接続のないスリット開口及び開口補強	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	14. OAフロア及び簡易二重床(切り欠きパネル、配線取り出し口を含む)	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	OAフロア内の区画形成を含む。清掃は各工事による。
	15. 同上の配線ボックス	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16. 同上のOAタップ(OAフロア上まで)	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	17. 什器とOAフロアの接続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
	18. OAフロア及び簡易二重床に設置するサーバー類設備機器架台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
映像・音響	19. プロジェクター	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※配管まで
	20. スクリーン本体	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※配管まで
	21. AV、プレゼンテーション機器、AV設備制御盤及び配線	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※配管まで
	22. ライティングボタン本体、電源装置、制御盤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	23. 同上の用吊鋼材	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	24. 昇降ボタン、電源装置、制御盤	○※	-	○※	-	○※※	-	-	-	-	-	-	-	-	※屋根付き広場内 ※※議場内

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工
 (建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
その他内装関連	28. 配管用漏水ドレンパン	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	必要とされる場合のみ、関連する工事別	
	29. 防災センター及び中央管理室内の列盤用化粧パネル	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	盤本体は関連する工事が担当	
	30. シャフト内配管類及び配管支持用鋼材、シャフト内メンテ用エキスパンドメタル、カバー内部配管用点検口	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	31. 室内露出配管、ダクトの化粧カバー及び化粧壁	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	32. 配線ピットなどの床軽量コンクリート(機械室、電気室)打設	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	33. 配線ピット側溝等の蓋、縁金物及び仕上げ(機械室、電気室)	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	34. 流入水防止のための床段差(電気室、EPS)	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	35. 鉄骨造における配管・ダクト等の吊り用部材(アングル、チャンネル等二次鋼材)	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	必要とする工事が担当、1次部材は、建築工事	
	36. 床スラブ等における配管・ダクトの吊り用金具	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	必要とする工事が担当	
	37. 設備電気機器・配線・配管・支持部材等のみえ掛かり部の意匠的处理	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	監視カメラ、トップライト廻りのスポットライト。開口部よりのみえ掛かりを含む。	
	38. 免震ピット内の槽類等の設備機器架台(免震装置設置の場合)	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	必要とする工事が担当	
	39. 扉枠組込み誘導灯、配管接続	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	40. 同上の枠孔空け、切り欠き、取付下地	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	41. ガードポール(柱、EV、シャッター、消火栓、盤類、配管・ダクト類等)又はガードパイプ(火報発信器、盤類、泡消火開放装置等)及び車止めの基礎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	42. 点字ブロック、点字紙	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	法規上必要なもの	
43. 昇降ステージ、電源装置、制御盤	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	屋根付き広場内		
44. 電気自動車用急速充電器	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電源及び機器		
45. 燃料電池設備	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	設備に必要なインフラを含む。		
2N. 家具・備品工事															
カーテン、ブラインド	1. ブラインドボックス・カーテンボックス	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	2. 暗幕・カーテンレール、手動ブラインド等	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	カーテン・ロールスクリーンは別途工事	
	3. 同上の下地補強など	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
電動ブラインド	4. 電動ブラインド、駆動装置、制御盤、コントローラー(開口共)	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	5. 同上の一次側電源供給用配管・配線及び結線	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	6. 同上の制御盤からコントローラーまでの配管・ボックス	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
	7. 同上の制御盤からコントローラーまでの二次側配線	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
その他	8. その他什器(共用部設置の家具、ダストボックスなど)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
	9. 傘用ビニールセット(供給・ゴミ箱)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
2O. サイン															
外壁サイン	1. 館名サインの製作・搬入	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	2. 同上の取付け・調整(下地、貫通ボルト、止水処理を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	3. 同上の照明工事、2次側配線(基礎又は下地を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	4. 同上の一次側電源供給(ネオン・照明)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	5. 同上の外壁穴埋めシーリング	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
内部	6. 館内一般サイン、各種警告サイン、防災サイン等	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	法規上必要なもの	
	7. 特殊サイン	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	商業部分工事関連など	
	8. 階数表示、室名札、ビクトサイン、文字貼りサイン等	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	9. 総合案内板	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	10. 館銘板(エントランス建物名称サイン)	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	11. 屋内点字サイン等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	点字ブロック・紙を含む。	
	12. 設備機器、配管、配線の表示及び標識	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	-	表示を必要とする工事が担当	
	13. 電照式屋内サイン	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	14. 同上の2次側電気工事一式	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
	15. 同上の1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
独立サイン	16. 屋外サイン(独立サイン)	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	独立看板・案内サイン等を含む。	
	17. 同上への1次側電気工事一式(照明器具、配管配線、制御盤等)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	18. 同上の基礎及びアンカー	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	19. 防火水槽表示サイン	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
駐車場	20. 駐車場管制サイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	2次側電気工事一式を含む。	
	21. 同上の1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
2P. 外構工事															
境界石	1. 敷地境界標	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施工期間中の復旧、養生等はA工事
	2. 砂利・碎石・地盤処理及びマンホール等へのすりつけ・かさ上げ	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	必要とする工事が担当
	3. バリカー、車止め、ガード用パイプ等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
歩道・車道	4. 歩道・車道の切下げ・切隅・整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	沿道掘削などを含む。
	5. 仮設用の撤去・復旧による歩道・車道に係る工事	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 同上の手續き	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7. 外灯(建物以外の独立したもの)	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 同上への1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
排水溝・蓋等	9. 点字ブロック・点字紙	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10. 屋外の排水溝及び蓋	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	11. U字構・L字構・緑石類	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	グレーチング蓋などを含む。
消防送水口等	12. 雨水排水、ガソリントラップ設置工事	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	13. 消防関連の配管立上り(送水口等)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	建物躯体から独立した配管立ち上がり部基礎を含む。
	14. 同上の配管接続まで	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
屋外コンセント	15. 同上の非常電話及び表示灯・ボックス設備	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	16. 外部用屋外コンセント	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
駐輪場	17. 駐輪場	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	18. 同上の照明設備	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外構植栽等	19. 外構植栽	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20. 植栽客土	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	21. 同上の植栽立上りの施工	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
灌水設備	22. 同上の自動灌水設備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2次側電気工事一式を含む。
	23. 同上への配管工事	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	接続を含む。
	24. 同上の1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	25. 植栽下部のドレイン	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	26. 同上の排水管及び接続	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
散水栓	27. 散水栓 本体 給水管(接続共)	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
基礎	28. 建物躯体から独立した構築物・工作物の基礎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
舗装・車路等	29. 舗装・車路	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30. 駐車場、道路、通路のライン引き	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31. 駐車管制設備、フラッパーゲート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
	32. 同上の基礎	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33. 同上の1次側電気工事一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ハンドホール・蓋等	34. 躯体接続電力引き込みハンドホール及び蓋	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
調整池等	35. 調整池造成、遊水池整備	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	36. 旗竿	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	37. 埋設インフラなど盛替え工事	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	建設予定地内配管のみ。建設予定地外は別途
2Q. その他															
	1. キーボックス	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 定礎板	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 防潮板の製作及び取付	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取付金物類の設置を含む。
	4. 各種モックアップの作成	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	内装モックアップ含む。(発注仕様書 第4参照)
	5. メールボックス	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 生ゴミ冷蔵庫	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。
 注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事							家具・什器	市	備考
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
3.設備工事 関連主要区分															
3A. 電気設備一般															
	1. 電気設備一般	-	-	○※	-	○※	○※	-	○※	-	-	-	-	-	特殊設備工事を除く。 ※詳細は【別紙7 ESP計画条件】【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙9 商業部分の区分及び条件】
オイルタンク	2. 自家発オイルタンク、配管、架台	○※	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	試運転、検査及び引渡し時の燃料充填を含む。※架台は建築工事
	3. 同上のタンク・ポンプ基礎、配管ピット、防油堤、油水分離槽	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. オイルタンク注油口・他付属品一式	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. オイルタンク注入用ポンプ	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電源供給を含む。
	6. オイルタンクの給油連絡装置(ブザー、レベル表示装置、インター付)、及び漏油感知器及び配線工事	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	オイル配管用U字溝を含む。
	7. 地下オイルタンクの基礎、躯体、上部の蓋	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3B. 空調設備一般															
	1. 空調設備一般	-	-	-	○※	○※	○※	-	○※	-	-	-	-	-	※詳細は【別紙7 ESP計画条件】【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙9 商業部分の区分及び条件】
3C. 衛生設備一般															
	1. 衛生設備一般	-	-	-	○※	○※	○※	-	○※	-	-	-	-	-	※詳細は【別紙7 ESP計画条件】【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙9 商業部分の区分及び条件】
3D. 特殊設備工事															
	1. 構内情報通信網設備	-	-	○※	-	○※	○※	-	○※	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。 ESP部分については、【別紙7 ESP計画条件】による。 商業部分については、【別紙9 商業部分の区分及び条件】による。
	2. 構内交換設備	-	○※※	○※	-	○※	○※	-	○※	-	○	-	-	-	各種特殊設備工事で外部との通信が必要な配線、構内交換設備として必要な配線を含む。 ※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。 ESP部分については、【別紙7 ESP計画条件】による。 商業部分については、【別紙9 商業部分の区分及び条件】による。 ※※エレベーター内の機器、エレベーターからエレベーター制御盤間の配管・配線はA工事とする。エレベーター制御盤一次側の配線、機器は特殊設備工事とする。
	3. マルチサイン設備	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	4. 映像・音響設備	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	5. 監視カメラ設備	-	○※※	○※	-	○※	○※	-	○※	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。 ESP部分については、【別紙7 ESP計画条件】による。 商業部分については、【別紙9 商業部分の区分及び条件】による。 ※※エレベーター内の機器、エレベーターからエレベーター制御盤間の配管・配線はA工事とする。エレベーター制御盤一次側の配線、機器は特殊設備工事とする。
	6. 駐車管制設備	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	7. 防犯・入退室管理設備	-	○※※	○※	-	○※	○※	-	○※	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。 ESP部分については、【別紙7 ESP計画条件】による。 商業部分については、【別紙9 商業部分の区分及び条件】による。 ※※エレベーター内の機器取付場所の確保、エレベーターからエレベーター制御盤間の配管・配線はA工事とする。エレベーター内の機器、エレベーター制御盤一次側の配線、機器は特殊設備工事とする。
	8. 議場設備	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	9. 委員会室設備	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	10. 無線設備対応	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	11. 危機管理システム	-	-	○※	-	○※	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事 中層部(議会・行政)部分については、【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】による。
	12. 環境監視設備	-	-	○※	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事
	13. 簡易型水素ステーション	-	-	○※	○※	-	-	-	-	-	○	-	-	-	※【別紙27 簡易型水素ステーションの設置条件】に示す設備に必要なインフラ、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整はA工事

施工・見積区分表

次表の○印を施工区分(見積区分)とする。

注) 施工・見積区分表においては、限定的に「工事」は施工を指すものとする。

注) 中層部(議会・行政)部分工事: 発注資料の諸室等性能表及び参考図において5階から8階に仮設定されている諸室の内装施工(建築・電気・機械)を意味し、実際の階数は提案による。【別紙8 中層部(議会・行政)部分工事の施工区分】【別紙11 諸室等性能表】【参考3 参考図】参照

大項目	項目	A工事				別途工事						家具・什器	市	備考	
		建築		電気	機械	中層部 (議会・行政)	ESP設備	間仕切り	商業部分	サイン	特殊設備				
		右記以外	昇降機												
4. 駐車場設備 関連主要区分															
4A. 機械駐車設備															
	1. 機械駐車設備本体及び制御機器	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 制御盤までの1次側電気配管配線・接続	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 制御盤以降の2次側電気配管配線・接続	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※施工中の環境保全等

・セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する。若しくは、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する。

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり下記に示す工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法はセメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(案)(平成13年4月20日国官技第16号国営建第1号別紙)によるものとする。

※材料の品質等

・本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークのない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(6)の事項を満たすものとする。

- 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 安定的な供給が可能であること。
- 法令等で定める許可、認可、認定または免許を取得していること。
- 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
- 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

※建築局施設整備課新市庁舎整備担当にて貸与 **※貸与期間は終了しました。**